

ポスティング利用規約

第1条 ポスティングサービスのご利用

本規約は株式会社プラスサービス(以下乙とする)が提供するポスティング(以下本サービス)の利用の条件を定める。乙のポスティングを利用する個人または法人、団体(以下甲とする)は本規定に同意したものとする。

第2条 サービスの利用資格

甲が下記項目に該当する場合本サービスを利用することができない。

- (ア)反社会勢力に属する者、または関連がある者。
- (イ)社会通念上、過度と思われるサービス強要、言動、クレーム、謝罪、弁償を要求する者。
- (ウ)業務遂行上、支障をきたす連絡の遅延、不履行、意思疎通を図る事が困難と思われる者。

第3条 サービスの停止及び制限

乙はサービス提供中であっても下記のいずれかに該当する場合、中断、中止もしくは延期することができる。

- (エ)悪天候、交通事故、天災、社会事変により業務遂行が困難な場合。
- (オ)甲の過失または利用資格に該当する事由が発覚または生じた場合。
- (カ)甲の行う行為、サービス、商品が違法な場合、または公的機関からの要請があった場合。

第4条 サービスの保証、賠償責任

乙がサービスを行う上で、過失または不履行が生じた場合、下記の条件により賠償を行うものとする。

- (キ)甲乙間で確認された不履行に該当する配布部数の印刷代と配布代の合計金額の金額を返還するか、もしくは再配布を行うものとする。
- (ク)サービス不履行による損害は(キ)をすべてとし、甲に生じた副次的損害、その他いかなる損害も請求できないものとする。
- (ケ)賠償金は乙の売掛金から差し引くものとする。

第5条 見積有効期間

甲が乙の提供するポスティング及びその他のサービスを利用する際、乙が見積額を定めるために必要な情報を甲は乙に開示する。乙は提供された情報をもとに見積書を作

成し甲に伝達し、乙はメールで返信するかもしくは発注確認書に署名後返送し、甲が確認できた時点で正式な受注とする。尚、下記の条件に従うものとする。

- (コ) 口頭での打ち合わせ、金額・条件提示、もしくは口頭での約束事や受託等は正式発注および受託とはみなさない。
- (サ) 同条件での見積であっても、以後同金額での受注を保証するものではない。
- (シ) 定期案件など、一定期間継続的に同条件、同金額で取引する場合には事前に書面での配布業務委託契約書を締結しなければならない。

第6条 保管料

甲が乙の拠点に配布物の納品をしてから、配布をせず30日間を過ぎた場合、以後一か月間ごとに保管している配布物の配布代の1%を保管料として請求するものとする。一か月間に満たない場合、日割計算とする。

第7条 決済方法

甲乙間で発生する取引はすべて、銀行決済とし現金の授受は禁止とする。

第8条 支払遅延

甲は乙が発送した請求書が到着してから支払い期限日までに、乙の指定する口座に代金を振り込むものとする。支払い期限日を過ぎた場合、支払期限日から支払日までの期間に年利14.5%の利息を加算し振り込むものとする。

第9条 キャンセル料

甲乙間で正式発注受託した依頼をキャンセルする場合、下記のキャンセル料を甲は乙に支払うものとする。

配布開始の3日より前	配布開始の7日前	配布開始の14日前	配布開始の21日前
受託金額の100%	受託金額の50%	受託金額の30%	受託金額の10%

第10条 クレーム対応

乙の配布後に生じた投函先からのクレーム対応は電話、訪問、郵送での謝罪、チラシの回収までとし、クレーム発信者からの過剰な要求と思われる事案に関しては甲乙間で協議の上対応するものとする。尚、クレーム主が反社会勢力と思われる場合、過激な言動、または金品目的、嫌がらせ、常習的クレーマーなどの場合、訪問謝罪は行わないものとする。

第11条 決済の制限

甲が乙に代金を支払う場合、配布終了日時の月末締めとし、翌月銀行営業日にまでに銀行振込により支払うものとする。

第 12 条 新規取引から 1 年以内は作業開始前までに甲は乙の口座に代金を振り込むものとする。

第 13 条 本規定は会社のホームページに掲載し予告なく改訂するものとする。

改定 平成 30 年 9 月 17 日

改定 令和 2 年 12 月 4 日

改定 令和 3 年 10 月 13 日

改定 令和 4 年 9 月 1 日

改定 令和 5 年 2 月 8 日

改定 令和 5 年 4 月 10 日

株式会社プラスサービス